武雄市新庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務名

武雄市新庁舎建設基本設計業務

(2) 業務内容

武雄市役所新本庁舎の基本設計及び説明資料作成

(3) 設計施設

① 施設名称 武雄市役所本庁舎、車庫及び倉庫棟

② 建設予定地 佐賀県武雄市武雄町大字昭和

③ 敷地面積 約9,200 m²

④ 延床面積 約8,000m²(本庁舎)

約1,100㎡(車庫・倉庫棟・駐輪場)

⑤ 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

⑥ 駐車場台数 一般来庁者 125台(障がい者用駐車場3台を含む。)

公用車(屋外) 42台

(7) その他 武雄市庁舎建設基本計画及び附属資料による

(4) 履行期間

契約締結日から平成28年1月25日

(5) 予算額

32,494,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、一次審査及び二次審査の二段階の審査により選定するものとする。

(1) 一次審査

プロポーザルに係る参加希望提出書類を審査し、技術提案の提出を求める者(以下「ヒアリング要請者」という。)を4社程度選定する。

(2) 二次審査

ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出した者を対象としてヒアリングを行い、最低 基準点に達した者の中から優先交渉権者及び交渉権者を選定する。

3 スケジュール

(1) 第1回質問受付期間(一次審査提出書類等) 平成27年5月11日(月)~21日(木)

(2) 第1回質問回答期限(一次審査提出書類等) 平成27年5月22日(金)

(3) 参加表明書の提出期限 平成 27 年 5 月 25 日 (月) 必着

(4) 一次審査提出書類の提出期限 平成27年5月29日(金)必着

(5) 一次審査 (ヒアリング要請者の選定) 平成27年6月1日(月)予定

平成27年6月3日(水)

(6) 一次審査結果通知書

(7) 第2回質問受付期間(技術提案提出書類)

平成27年6月4日(木)~12日(金)

(8) 第2回質問回答期限(技術提案提出書類)

平成27年6月15日(月)

(9) 技術提案書等の提出期限

平成 27 年 6 月 30 日 (火) 必着

(10) 二次審査 (ヒアリング)

平成27年7月4日(土)予定

(11) 優先交渉権者決定

平成27年7月9日(木)予定

(12) 契約締結期限

平成27年7月24日(金)予定

4 参加資格等

(1) 参加資格要件(必須条件)

① 平成27年度及び平成28年度入札資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されている こと。

② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ③ 佐賀県内に本店を有する2者の建築士事務所(建築士法第23条の規定による一級建築 **士事務所の登録を受けているものに限る。) による共同企業体であること。ただし、武雄** 市内の建築士事務所を構成員とすること。
- ④ 共同企業体の出資比率は、代表者の出資比率が最大になるものとし、かつすべての構成 員の出資比率が20%以上であること。
- ⑤ 共同企業体の存続期間は以下によること。
 - 本業務を受託した場合 委託契約の履行後3か月を経過した日まで
 - ・本業務を受託しなかった場合 委託契約の受託者が確定した日まで
- ⑥ 共同企業体の建築士事務所に、建築士法第2条に定める一級建築士が合計6名以上所属 し、常勤の者であること。
- ⑦ 共同企業体の代表者は、次の条件を満たすこと。
 - ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が5名以上所属すること。
 - ・元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。以下 略)として、平成17年4月1日以降に完成した主要な用途が事務所等の用に供する建 物(以下「事務所等」という。)で、主要な建物の延べ面積が1,500㎡以上の新築、 増築及び改築工事の建築設計業務の実績を有すること。ただし、増築及び改築の場合は、 当該増築及び改築工事の面積が1,500㎡以上でなければならない。
 - ※事務所等の用に供する建物とは、地方公共団体の庁舎等又は建築基準法別表第一 (一) から(四) までに定める用途(共同住宅は除く。)に供する施設とする。なお、 官民による発注形態は問わない。
- ⑧ 共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の要件を満たすこと。
 - ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が1名以上所属すること。
- ⑤ 本業務の参加表明書提出期限から開札日までの期間中、佐賀県及び県内市町の委託業務 にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑩ 本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定 に基づく申し立てがなされていないこと。
- (2) 「参加表明書等」の提出は、参加を表明する者の所属する一級建築士事務所で一案のみと

する。

(3) 協力者(協力事務所)

本業務に関する専門分野(総括責任者及び意匠担当技術者を除く。)について、協力者 (協力事務所)を加えることができる。ただし、この協力者(協力事務所)となった者及び その者の所属する一級建築士事務所等は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者(協力事務所)となることはできない。

5 参加表明等の手続き

- (1) 提出書類
 - ① 参加希望者提出書類
 - ・参加表明書(様式1)
 - ② 一次審査提出書類
 - 誓約書(様式2)
 - ・事務所及び管理技術者の実績調書(様式3)
 - · 共同企業体協定書(様式4)
 - · 共同企業体編成表 (様式5)
 - ・事務所の業務実績一覧(様式6)
 - ·管理技術者·担当技術者一覧(様式7)
 - ・管理技術者の主要業務実績(様式8)
 - ・管理技術者・担当技術者の手持ち業務一覧(様式9)
 - ・CPD 取得単位の状況一覧(様式10)
 - ・協力事務所及び関連業者名簿(様式11)
- (2) 提出期限
 - ① 参加希望者提出書類(様式1) 平成27年5月25日(月)午後5時
 - ② 一次審査提出書類 (様式 2~11) 平成 27 年 5 月 29 日 (金) 午後 5 時

6 質問書の提出手続等

- (1) 提出期間 (第1回) 平成27年5月11日(月)~21日(木) (第2回) 平成27年6月4日(木)~12日(金)
- (2) 提出書類 質問書(様式12)
- (3) 提出方法 FAX又はEメールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対し て電話で着信の確認を行うこと。
- (4) 回答期限 (第1回) 平成27年5月22日(金) (第2回) 平成27年6月15日(月)
- (5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知

7 一次審査 (ヒアリング要請者の選定)

- (1) 期日 平成27年6月1日(月)予定
- (2) 評価基準
 - ① 事務所としての業務実績

- ② 配置技術者の評価(資格・経験年数)
- ③ 配置技術者の評価(業務実績)
- ④ 配置技術者の評価 (CPD 単位取得状況)
- (3) 結果の通知及び公表
 - 一次審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。
- (4) 資料の提供

市長は、ヒアリング要請者に対して、技術提案書等の作成に必要な資料を別途提供する。

8 技術提案書等の提出

一次審査によりヒアリング要請者に選定された者は、技術提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出期限 平成 27 年 6 月 30 日 (火)
- (2) 提出書類
 - ·技術提案提出書(様式13)
 - 技術提案書(様式14)
 - ·取組体制説明書(様式15)
 - ・プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧(様式16)
- (3) 提案課題

技術提案書の作成にあたっては、別添の基本計画を踏まえ、次の3つの課題について提案 するものとする。提案については、課題毎に1案とする。

- ① 市庁舎の窓口空間に対する提案
 - ・利用しやすい窓口空間についての提案 等
- ② 新庁舎の利用度が向上する提案
 - ・訪れやすい新庁舎に関する提案
 - ・新庁舎周辺との調和やにぎわいをもたらす提案
 - ・敷地及び建築計画(ゾーニング、動線計画)についての提案 等
- ③ ライフサイクルコストの低減についての提案
 - ・構造、工法及び素材に関する提案
 - ・設備機器及び外装材等の維持管理費並びに省エネルギー対策
 - ・効率の良い施設維持管理ができるプランの提案 等

9 二次審査 (ヒアリングの実施)

- (1) 日程等
 - ① 期日 平成27年7月4日(土)予定(別途通知)
 - ② 場所 別途通知
 - ③ 集合時間 別途通知
- (2) 評価基準
 - ① 技術提案の的確性、創造性及び実現性
 - ② 業務の理解度及び取組意欲
 - ③ 設計体制づくりの方針等
- (3) ヒアリングの際の留意事項
 - ① ヒアリングの出席者は、自己の出席時間以外に入室(傍聴)することはできない。

- ② ヒアリングの出席者は、様式16に記載する管理技術者又は担当技術者の5名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。
- ③ ヒアリングの内容は、「技術提案書(様式14)」及び「取組体制説明書(様式15)」の説明(プレゼンテーション)並びに審査委員からの質疑とする。
- ④ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書(拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可)のみを使用すること。提出した技術提案書以外を拡大使用した場合は、失格とする。
- (4) 優先交渉権者等の決定

一次審査及び二次審査を総合的に審査し、最低基準点に達したものの中から優先交渉権者 及び交渉権者を1者ずつ選定する。

(5) 結果の通知

審査結果については、技術提案書を提出した者全てに文書で通知する。

10 選定委員会

- (1) 選定を行う委員会は「武雄市新庁舎建設基本設計候補者選定委員会」とする。
- (2) 選定委員会構成メンバーは、学識経験者、佐賀県職員及び武雄市職員で構成する。
- (3) 審查方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、平成 27年7月9日(木)以降に武雄市ホームページで公表する。

11 評価結果の公表等

(1) 評価結果の公表

庁舎対策課において、全ての提案事業者及び評価結果を公表する。

(2) 評価結果の説明

評価結果については、通知日から起算して5日以内(市の閉庁日を除く。)に庁舎対策課 に説明を求めることができる。

12 契約の締結

選定した優先交渉権者(優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者)と 交渉し、契約手続きを進めるものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

14 その他留意事項

- (1) 一次審査の審査結果によるヒアリング要請者が2社に満たなかった場合は、この案件は中止する。
- (2) ヒアリング要請者が2社以上であったが、技術提案を提出した者が1社であった場合は、二次審査を行い優先交渉権者を決定する。この場合において、優先交渉権者の審査結果は最低基準点に達していなければならない。
- (3) 提出期限までに提出場所に提出しなかった技術提案書等又は参加資格のない者が提出した技術提案書等は、無効とする。
- (4) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。また、武雄市はこの書類(1部)を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき、技術提案書等を公開する場合がある。
- (7) 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、選定後において、変更の理由及び変更後の内容について市がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (8) 技術提案書等の内容により、必要に応じて市が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (9) ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- 10 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (11) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、9時から17時までとし、土曜日、日曜日 及び祝日は除くものとする。
- (12) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (13) 契約締結にあたっては、選定された技術提案書等をそのまま実施することをあらかじめ 約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、 変更する場合がある。

15 問い合わせ先

武雄市つながる部庁舎対策課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号 0954-23-9325

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail chousya@city.takeo.lg.jp